



務の適正な実現を図ることを使命としている（税理士法一条）。したがって、税理士は、納税義務者からの税理士業務を依頼された場合に、税務の専門家として、税理士法で定めた方法で遂行する。これを指定されたとし、特定の税理士業務のみを独立に指定して依頼されたとし、又は納税義務者にいつつも有利な途を選択する。この事情があらかじめない限り、租税関係法令に適合した範囲内で依頼者についてより有利な税理士業務の方法を

ここで節税と租税回避の違いを論じる余裕はないが、課税要件の充足に従つて適法に租税負担を軽減することは、何ら問題となるはずのないものであり、租税専門家である税理士には、この点について意を尽くすことも求められているのである。このことは、税理士は、遵法精神に則り、租税法の適用に関して、租税行政庁や納税者を監視する専門家であるべきであるとする見解に何らの陰りも与えられないのではないか。

はならないのかどうかが深慮されなければならない。単に参入障壁をいかに設けるかという我田引水的な議論であってはならない。我が国に独自の税理士制度を維持するとの有用性——これは国民に共通した有益性——が広く確認されなければ、それは単なる既得権益の確保というものに陥ってしまうからである。

また、近時は、にわかに弁護士や公認会計士の税理士業務への参入を規制する動きが議論されている。これは他の専門業種における試験制度の見直しや疑惑が大きくかかわる問題であるが、この点についても税理士が独自の利益のための議論を

論は、そもそも税理士制度とはいからなるものに基づいて税理士の使命が果たされているかという論点の帰結として結論が導き出されるのではなかろうか。單に業務近接性のみで片付けられる問題ではないようと思われる。すなわち、独自の倫理観に基づく租税専門家「租税法のコンプライアンス」を維持するに唯一無二の専門家」であり、社会的に欠くことのできないインフラとして税理士を位置付けるようなコンセンサスを得られるかどうかが問題となるのではなかろう。

か  
その際、問われるべきは税理士法一条の意味するところである。税理士法がわざわざ使用していくことに積極的な意味合いを見いだし、単に納税者及び租税行政庁のいずれにも偏しないというような消極的なものにどまるものではないことであると訴えることができる。およそ税理士にできない領域のものである。他の専門職ではない独自の立場で業務を行うという立ち位置や、その業務の公開としての性質から、これらの論点を慎重かつ丁寧に検討しなければならないと考えるのではないか。ある。

（注1）税理士に対する重加算税の賦課要件を充足するとして、隠ぺい仮装行為を行ったことが重加算税の賦課要件を充足するとして、最高裁判決平成7年4月28日第二小法廷判決（民集49巻4号1-193）  
（注2）税理士が行つた隠ぺい仮装行為が納税者に対する重加算税の賦課要件とされた事例として、東京高裁判決平成15年12月9日判決（民集60巻4号1-182）  
3頁  
（注3）2011年6月30日税務士法改正（法律第10805号）の改正理由は、「【大韓民国とユーロ連合及びその会員国との自由貿易協定】が締結されるにつれ、税務士業務の一部を協定締結国に

足跡をトレースした  
未来への指針書!!

B5版・約500頁・上製本(表紙  
クロス金箔押し、上製仕様)、  
CD-ROM付き

開放することによつて、国内で活動される  
外国の税務諮詢問士と法  
人外国税務諮詢事務所に  
に対する登録及び管理制度を設ける」ことにな  
った。その主な改  
正内容は、①外国税務諮詢  
問士の資格承認及び登  
録(同法19条の3)、19  
条の6)、②外国税務諮詢  
問士の業務範囲及び  
遂行方式(同法19条の  
7~19条の8)、③法  
人外国税務諮詢問士事務所  
の登録(同法19条の9)  
④外国税務諮詢問士など  
の業務(同法19条の12  
及び19条の13)――で  
ある。

(注4)韓国では20  
11年10月17日には更  
なる税務士法改正法案  
が国会に提出された。  
これは公認会計士試験

合規者に対する税務士資格自動付与制度を廢止するという提案である。これに対し、公認会計士協会は、企画財政委員会などにかかる資格制度の現状を維持の請願を提出した。格者先進化法案といふシンポジウムを開催するなどしたが、同法案は同年12月29日に国会を通過した（韓国税務学会新規571号参照）。もっとも、改正法は、公認会計士が公認会計士法に伴う職務として税務代理業務を遂行することまで禁止するものではないので、公認会計士の職務範囲を侵害するものではないと書かれている。

幸いである。

The image shows the TKC logo at the top right. Below it is a large banner with the text "多くの金融機関から高い評価をいただいています。" (Highly rated by many financial institutions) and "記帳済時性証明書" (Statement of Account Settlement). The banner features several small checkmarks indicating positive reviews from various companies.